

# 令和5年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和5年12月7日 (木曜日)

---

## 本日の会議に付した事件

令和5年12月7日 午前9時00分開会

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 議案第59号 川南町課設置条例の一部改正について  |
| 日程第2 | 議案第60号 川南町地域活性化基金条例の一部改正について                                      |
| 日程第3 | 議案第61号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について                                      |
| 日程第4 | 議案第62号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第63号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について            |
| 日程第6 | 議案第64号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第5号)                                      |
| 日程第7 | 議案第65号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第3号)                              |
| 日程第8 | 議案第66号 令和5年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)                                    |

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....東 高 士 君	副町長	.....河野 秀二 君
教育長	.....長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	.....山本 博 君
総務課長	.....小嶋 哲也 君	まちづくり課長	.....甲斐 玲 君
財政課長	.....川崎 紀朗 君	税務課長	.....米田 政彦 君
町民健康課長	.....谷 講 平 君	福祉課長	.....渡邊 寿美 君
環境課長	.....河野 英樹 君	産業推進課長	.....河野 賢二 君
農地課長	.....大山 幸男 君	建設課長	.....黒木 誠一 君
上下水道課長	.....大塚 祥一 君	教育課長	.....三好 益夫 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

**○議長（河野 浩一君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「議案第59号川南町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員（米田 正直君）** 議案第59号川南町課設置条例の一部改正についてであります。この事務分掌において、まちづくり課から5項目について総務課に移管となる提案であります。危機管理室を設けるためという理由のようですが、危機管理係等ではいけないのか、危機管理室は何か特別な意味を含んでいるのかお尋ねをいたします。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 米田議員の御質疑にお答えします。

危機管理室等でよかったのではないかとということで、よろしかったですかね。

**○議員（米田 正直君）** 今までまちづくり課なり、以前は総務課でもやっておったんですけど、消防、いろいろ係でやっておったと思うんですが、危機管理室を設けるということで町長が意思表示をされておられて町長になられたわけでございますけれども、それに基づいて総務課にそういった防災関係とか、そういったものを総務課に移管して危機管理室でやっていきたいというようなことでございますが、危機管理室、室というのは何か特別な意味があるのか、お伺いしたいと思っています。

**○町長（東 高士君）** 危機管理室につきましては、いろいろ検討しました。総務課の一危機管理係でいいんじゃないかと。議員が言われるとおりですね。そういう案もありました。しかし、私の選挙公約であります危機管理室をつくるという、私は公約をずっと述べてきました。なぜならば、係と室ではその立場が違うと思うんですよね。だから、室にして、いろんな災害、その他のもろもろを大きく担ってもらいたいということで、室が一番ふさわしいんじゃないかとということで、室にしました。だから、特段の理由は、そういう理由であります。

以上です。

**○議員（米田 正直君）** 町長の思いは理解できますが、危機管理室というのは、責任の度合いが違ふと。係とは違ふんだよというようなことだと思います。そこには、またいずれ出てくるでしょうけれども、室長なり人員配置、そういったものも今後出てくるんでしょうね。ちょっとそのところをお伺いしたいと思います。

**○町長（東 高士君）** さっきの続きを申しますと、実は、来年の4月に海上自衛隊を退職される方をお招きをして、それで、危機対策管理監という名称で、これは、26市町村のうちに、ほとんどのところが危機対策管理監というのを設けております。だから、そういうポストをつくるためにも、室がふさわしいんじゃないだろうかということで、室にしました。よ

ろしいでしょうか。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 総務課の中に危機管理室を置くちゅうような考えのようですが、この課の事務分掌のところに、総務課に危機管理室を置くとか何とか入れなきゃいかんと思うわけですが、まだ次にこの改正を出す考えですか。ここの中に危機管理室を置くちゅう、置いとれば、もう一回で済むけれども、この中に危機管理室の名が一つも入っとらんわけですが、来年度、総務課において、概ね次の事務を分掌するものとするという、1から10あるものが、その危機管理室を置くちゅうとは略するわけですね、したらね。

○総務課長（小嶋 哲也君） 今回、課の設置条例ということで、事務分掌の中に危機管理に関することを挙げております。危機管理室につきましては、規則のほうで見直していきたいというふうに思っております。

申し訳ありません。規則ではありませんでした。防災に関することの中に入ってくるということですが。

防災に関することの中に、危機管理室の業務が入ってくるということですが。

○議員（児玉 助壽君） こういう条項がねえか何か知らんけど、危機管理室を置くに置いて、危機管理室が防災に関することをちゅうようなふうにしたほうが、誰か見ても分かるこっちゃろうが。これでは、総務課に危機管理室が置いちゃったら、全然条例の中で見えてこんわけですが、誰が見ても、ああそうですかち納得するような条例をつくっていかんないかんじゃないですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 先ほど言いましたように、防災に関することで整理していますので、その中で整理できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2「議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第60号川南町地域活性化基金条例の一部改正についてであります。指定管理者が納める納付金は基金に積むということでございますけれども、施設の整備及び維持管理以外の事業の財源とすることは適当ではないという理由が分かりません。

川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例で、設置目的を達成するために、拠点施設の事業が1項から6項まで記載されています。必要あるときは、この基金を活用することは妥当と思われませんが、お尋ねをいたします。

**○副町長（河野 秀二君）** 昨日も中村議員の質問にお答えしましたので、同じ回答になると思います。

以上で終わります。

**○議員（米田 正直君）** では、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例でうたわれている事業でございますけれども、この事業に関する予算については、そのたびに一般会計のほうで上げていかれるのか、もう一度再度確認しておきたいと思います。

**○副町長（河野 秀二君）** その他の事業を一般会計でというのは、例えば、どういうことですか。ちょっと意味が分からないんですけど、私が昨日説明したのは、P L A T Z（ぷらっつ）の益金を町の基金に入れると。それは会社でいう内部留保金、将来の増改築に使うための目的としてそこに置くと。ですから、何年後に、何十年後にP L A T Z（ぷらっつ）を増改築するか分かりませんが、そこのたまった基金からそこを使えばいいんじゃないかというふうに私は理解しております。

以上で終わります。

**○議員（米田 正直君）** 副町長の言われることは理解できます。というのは、当たり前で当然です、この基金を利用して施設の整備に使うちゅうのはですね。それ以外に、この事業目的、川南町地域活性化拠点施設の事業を行うに当たって、時にはもう一般会計を使わなくても、基金から出す方法もあるんじゃないかということをお尋ねしたんです。これを整備だけに限ったら、ほかにいろいろ、防災拠点に関することとかあります。1項から6項もありますけれども、そういった事業に使う場合に、この基金から出すことは妥当ではないちゅうことが、ちょっと意味が分からないんですね。やはりこの基金を利用して、一般会計はあまり無理をしないように、基金がたまれば、こういったやつからでも出して利用できるんじゃないかというふうに思います。だから、今ある地域活性化基金条例の使途目的は妥当ではないかというふうに思っております。

以上です。

**○副町長（河野 秀二君）** 何度も申し上げますけど、基金の目的は明確に決まっていますので、仮に防災関係が発生すれば、一般会計で手だてすればいいんじゃないかと私は思います。あくまでもこの益金を、一般でいう会社の内部留保金との意味合いですから、それを災害に使うとかというのは、また、仮にですよ、発生すれば、一般会計でそれを対応するべきだと私は思います。

以上で終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** すいません、声が小さくて。議案第60号についてお尋ねいたしま

す。この改正ということは、適当ではないために改正するというふうに説明されましたが、これは法に違反するから、法に基づいて正しくするという意味なんですかね。この条例がちよっと難しい、言葉遣いが難しく理解がしにくいです、私の場合ね。だから、分かりやすく説明していただきたいんですが。

**○副町長（河野 秀二君）** 地域活性化という解釈をどのように捉えるかで、お金の使い道が変わってくるんだと思うんですね。やる人によっては、これはいいよと、ある人から見たらだめだよというアバウトな表現、簡単に言うとですね、じゃないかなと私は思うんです。結局 P L A T Z（ぷらっつ）が年数がたっていって修理が発生する、または、増築したいというときに、お金は当然複式簿記の中では内部留保としてためとかないかんわけですから、それをアバウトに使われたら困るやないですか。だから、そこはピシッと枠をはめておきたいと。もしそれ以外に、まあ何が起こるか分かりませんが、さっき米田議員からあった、仮に災害拠点になっていますから、それを一般会計ですべきであって、あその駐車場、建物、一体附随したものは、この基金で枠をはめておくのが、私は正しい道じゃないかなというふうに思っています。

以上で説明を終わります。

**○議員（徳弘 美津子君）** 議案第60号について私なりの考え、問いなんですけども、よく同僚議員が、P L A T Z（ぷらっつ）に対しての販売の業者とかで、すごくいろいろ加工品が売れるんですよ。以前、町長のほうも、私もあれですけど、加工場を造ったらいいんじゃないかという話も町長もされておりました。この P L A T Z（ぷらっつ）で出すことのできることで、加工場施設を、例えば、テストキッチンがありますけども、なかなかその中の使いにくいのもあって、例えば、そういうときに、P L A T Z（ぷらっつ）で販売するための加工場が必要なときとかは、こういうものが使えるし、例えば、聞きますと、都農の道の駅が、今、10年間で1億5000万ということを出しているようです。そのお金をそのまま、もちろん今から P L A T Z（ぷらっつ）が利益が出たら、もう2000万とは言わない、当初、町は3000万は必要、求めていたようなんですけども、その金額が高くなったときに、お金をただ置いておくのではなくて、それをうまく利用するために、P L A T Z（ぷらっつ）の営業売上、例えば、販売する方たちの利益になることで使えるのであれば、この基金の条例のこの部分を外すことで、外さずにそういうものを資金として流用して、また、例えば、20年後ずっとそれを置いておくという物理よりも、うまく活用するほうが理にかなうのではないかなと思うんですけども、よろしくをお願いします。

**○副町長（河野 秀二君）** もう何か予定があるんですか。この基金を、この条例を変更することによって、既に何か目的があるのであれば、その目的をはっきりとおっしゃっていただきたいんですけど、通常考えたら、普通の会社であれば当たり前じゃないですか。だから、問題が起きれば起きたときにまた考えるべきことであって、何か先にもう目的が決まっているのであれば、はっきりとおっしゃっていただきたいですね。

以上で終わります。

**○議員（徳弘 美津子君）** 全然そんな予定も何もないし、自分の中でもそんなこと考えていないです。ただ、やっぱりその業者、販売、中に入られている業者の方たちのもう、何ていうかな、活性化のために利益になることで使えるのであれば、十分その予算が使えるのではないかなど。逆に言えば、今まで同僚議員が言っていた話とかと全然賛同する形になるんですね。うまくその中で生まれた利益を、うまくその中で使えるということで、これを外すと、本当にただお金をためるだけになってしまうということが、何かちょっと腑に落ちないんですね。別にいいんですよ。これ外したことで、本当にもうがちがちに固めて、30年後のために、何億たまるか知りませんが、それをただ置いておく基金に本当になるのなら、それはそれで仕方ないのかなと思っています。結局、昨日から言う稼げる P L A T Z（ぷらっつ）というのの中で、いかにして今度は内部で、例えば、販売の方たちの利益になることであれば、それは町がやっぱりするべきではないかなと思うので、言うわけです。その考えがなければ、もうそれでいいですけど、最後、一言お願いします。

**○副町長（河野 秀二君）** 昨日から何回も同じことを申し上げていますが、耐用年数が24年となっています、建物が。私はあつという間に来るんじゃないかと思うんですね。仮に14年で建て替えとなってくると、仮に3000万、10年で3億、20年で6億。今の建物が約7億かけています、全て入れると。20年でも物価高騰を考えると、足りないくらいなんですね。恐らく10億……。どの程度改造するかにもよるでしょうけど、そのくらいの経費が発生するんじゃないかと思うんですね。だから、それは、一般にいう会社であれば、将来のためにためておくことが、そのお金ですから、それを、何ていうか、ゴムのように伸び縮みさせると、金が幾らあっても足りないと思うんですよ、そのときの政権の考えで。何か急に必要ないことが発生すれば、またそのときにその人たち、その政権の方々がまた考えて対応を取ればいいんじゃないかというふうに私は思っています。

以上で終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** この活性化拠点にしか、に使うことにしかこだわるとありますが、いつ何があるかも分からんで、恐らくこの今の基金じゃ、ここ2、3年内にそのような諸事情が起きれば、一般会計から会計予算を使うわけですが、これのみに使うちゅうやったら、この地域活性化特別会計ぐらいにしとって、しとったら分かるけど、一般会計予算の中に入れとってやったらよ、基金上限を決めとって、それから、余った部分を弾力的にいろいろな予算に活用するとか、そういうふうに使っとればいいけど、副町長の発想であつたら、特別会計か何かにしても活性化拠点のみに使うような方向性に持っていかなおかしいですよ。足らんとときには一般会計予算ごと使うて、一般会計が使えるときには出さんちゅうような考え方はちょっとおかしいと思うけど、やっぱり物事は弾力的に考えていかな、副町長はゴムのように使いよつちゅう言うけど、ゴムの予算は伸んだり縮んだりす

るからいいっちゃけど、伸んだり縮んだりするその弾力的なところがねえと切れてしまいますよ、副町長。

**○副町長（河野 秀二君）** 児玉議員、御意見として承っておきます。よろしいでしょうか。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（中村 昭人君）** 昨日の一般質問でしたので、そこでちょっと分からなかった部分について、ちょっと教えていただきたいと思います。当初、それは口約束だったのかもしれませんが、納付金、P L A T Z（ぷらっつ）から3000万円という目標というか、それはあったと思います。今後、この活性化基金、この納付金を内部留保というのは、本来、じゃあ、会社が内部留保で持つって、それを投資的に使うとか、いろんな維持管理に使うというのが内部留保だと思います、会社の中でいくと。それを基金として、活性化基金ということで基金の中に入れていくというのは、私は、だから、そこの基金の使い方については、もちろん維持管理、整備に使わなくちゃいけない部分と、言えば、あそこの利益を地域に還元していくんだという部分というのは、もう一切その部分はありませんよというふうに、の考えで今後P L A T Z（ぷらっつ）の運営をしていくために、ここの基金を縛りをかけたというこの理解でよろしいでしょうか。

都農町でいくと、先ほど10年間で1億5000万円が町のほうに、都農町の場合は寄附金ということになっています。その積立金を都農町商工業振興対策基金条例ということで定めて、そこに積み立てています。これは、まちおこし屋という管理業者から、会社からの基金だけじゃなくて、そこに町も一定程度積み立てるという方式だそうです。ただ、だから、都農町の場合は、産業振興としてその基金が使われていくというのが明確なわけです。

この今回の基金の縛りをつけるということは、地域活性化というものをもう今後は考えませんという、維持管理費だけに使いますと。先ほど副町長の答弁の中でいくと、何か、例えば防災とか、何かそういう必要があったときには、一般会計から入れるということも考えますと。それは時の政権がとかいう話だったんですが、現政権でいくと、地域活性化という旗は下ろしますよという理解でよろしいかどうか、お尋ねいたします。

**○副町長（河野 秀二君）** 分かりやすく言えば、基金は直接税で、P L A T Z（ぷらっつ）の中の経営は間接税というふうに思っていたらと分かりやすいかなというふうに私は思うんです。というのが、P L A T Z（ぷらっつ）の経営の仕方によっては、出品者への還元、または消費者への還元、そういうことが活性化にもつながるわけですね。だから、この基金に入れた金を出して使うんじゃないで、それは目的がはっきりあるわけですから、将来のためにちゅうこと。だから、その活性化というのは、基金のことを外したとしても、ほかに手だては考えようによっていっぱいあると思うんですね。だから、分かりやすく言えば、私は、基金に入れるのは、直接税みたいな、ポーンと入れて、会社のほうは出品者への還元、お客様、利益の中から、それも一つの活性化じゃないですか。だから、考えようでは幾らでも膨らみますよね。私はそういうふうに理解しております。

以上で終わります。

**○議員（中村 昭人君）** 私は理解をしておりますというか、提案なので、理解という言い方がちょっと意味はよく分からないんですが、出品者とか、そこの方たちの振興を図るというのももちろん振興ですけど、私が言っているのは、この地域、川南町の地域の住民であったり、商工業者。商工会とか農協とか出資金出しています。その配当で30万入ったと。その部分は地域に還元していくでしょうけども、直接的に200万円に対する配当金は、恐らく納付金という形で出しているという部分なんだろうと。200万円に対する配当というのは実際なくて、納付金が2000万円、今回の場合はですね、ということなので、要するに、2000万円今回入りましたというのは、本来この地域活性化基金、この条例の中で改正する前、まだ改正されていませんけど、中でいくと、そういった地域に還元させていくという部分の使い方もできるように、この条例があったはずです。私が言いたいのは、この縛りをつけるということは、この益金が地域に還元して、地域の振興、都農町の例でいくと、産業振興に役立っていくというような考え方もありませんよということを示しているのかということをお尋ねしているんです。

**○副町長（河野 秀二君）** 捉え方の問題だと私は思いますけど、同じことの繰り返しになりますので、それでよろしいでしょうか。

**○議員（中村 昭人君）** 議案質疑ですので、疑問に思っていることを問うて、それに答えていただくということで、それはそれでいいと思いますけど。それで、後々は委員会審査でそれぞれ判断していただければと思います。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第61号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は総務厚生常任委

員会に付託します。

日程第4「議案第62号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第63号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第64号令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員（米田 正直君）** 議案第64号令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）について、3点ほどお伺いをいたします。

12ページ、10款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、立木売払収入4225万7000円について、これは当然町有林、直営林だと思えますけれども、この樹木の種類、それから石高、本数、それから、1本当たりの単価。ウッドショックという言葉が近年ありましたが、それは高いのか安いのか。それからもう一点、伐採後の植林計画がどうなっているのかをお尋ねいたします。

それから、22ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、特産品の送料助成金250万円について、今回の補正額は、従前の予算計上額と比較して少ないと思いますが、その理由を教えてくださいと思います。

3点目、24ページ、8款土木費、3項都市計画費、2目公共交通費、土地購入費987万円について、JR川南駅周辺整備をするため購入しようとするものでありますけれども、整備

計画図、完成予想図があれば、示していただくとありがたいと思います。どのような整備になるのか、概略説明をいただきたいと思います。

以上です。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

6款2項1目の立木売払収入の内容ですが、これは国有林になっておりました、国有林を分収しておるということで、3対7の割合で、国が3、町が7という割合で立木の売払いをしているということです。金額については、国、森林管理署、西都児湯森林管理署長のほうから、売払いを業者に行いましたということで金額を示されているということなので、これが高いか安いかにについては、ちょっとこちらでは分かりかねます。

あと、その後の造林については、分収を行うわけではなく、国が管理していくというふうに聞いております。

以上でございます。

すみません、もう一つ。7款1項2目商工業振興費の特産品送料無料、予算措置として少ないんじゃないかという御質問でしたが、当初、多めに予算を組んでおりました。ただし、特産品送料のやっぱりメリットちゅうか、がごございます関係で、やっぱり登録店がまず増えたということと、これまでの実績が若干上回ってきているということで、今後、お歳暮等の贈答が増えることを予測して増額をさせていただいております。

以上でございます。

**○建設課長（黒木 誠一君）** JR敷地用地買収費の987万円の御質疑ですけれども、現在、図面については、前面道路からの危険を回避するためのちょっとしたロータリー化のイメージ図ができております。今後の改修予定を申し上げますと、令和5年度から令和6年度にかけてJRの払下げの事務手続きを行います。それから、令和7年度において本格的な川南駅の駐車場の改修の実施設計を行います。現在あるイメージ図では、ロータリー的な図面ができていますけれども、恐らくもう少し違った形になるものではないかというふうに思っております。令和7年度時点で実施設計が確実にでき上がってから、こういうふうになるよというようなことがお示しできるのではないかと思います。

以上です。

**○議員（米田 正直君）** 財産売払収入につきましては理解できました。

第2点目の送料無料化の件であります。特産品の送料助成金ですね。これについては、これで、もう当初予算と合わせて、これで十分足りるわけですね。そこんところをちょっと再度お伺いしたいと思います。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

絶対に足りるかという、そこは絶対ということはないかなと言えないんですが、当初、ある程度昨年度の実績をもって余裕のある予算を組んでおりましたが、それでもやはりもう少し余裕を持たせたいほうがいいということで、今回補正を上げさせていただいております。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 12ページの立木売却収入の件じゃけんど、川南町の木と山を見ると、伐採されたところがはげ山状態になっってよ、適正に植林されていないようであります。森林整備法では計画的な伐採、植林ちゅう法律があっちゃけんど、その森林整備法が守られていれば、ああいうはげ山状態にはならんわけだが、今、森林林活議連の会議で、そういうところの再生造林問題が全国的に課題になっるとるわけだが。やっぱりそこ辺のところを考えて、やっぱり伐採に当たっては、計画的に植林しつつ伐採するような指導をしていくべきじゃないち思うわけですが、それをせんともう手遅れになって、植林すつとに、今度は大変になるわけですよね。雑木とか草が生えて、植林するのに大変なことになるから、産業推進課においては、今まで自分が見とって常に言うところわけですが、事業の追跡調査をせいちいう言よるわけじゃが、そこ辺のところが怠っるとるようでありますので、やっぱりこれについても伐採状況を見つつ、植林を指導していくように、適正な対応をしていただくように求めていくところあります。どうですか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

私も、今回、面積が12.62haということで、かなりの面積であるので、この後はどうするんだらうかということで、担当のほうに、西都児湯森林管理署のほうに再造林をするのかということをお聞きさせていただきました。そして、今後は国が管理していくということであるので、再造林という形にするんじゃないかなと考えております。

また、産業推進課としても、この間の補正予算において、再造林に対する補助であるとか苗木に対する補助であるとか、伐採された箇所がそのままにならないような対策を講じておるところでございます。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** 細の農村公園の北側、都農町のなんになるわけですが、あすこは4年か5年前、4年前でしたかね。国有林を全抜して、いまだに植林が行われずに放置したままであります。近隣の地球温暖化によって線状降水帯が発生して短時間に大雨が降って、あっちこっちで洪水災害が出ておるわけですが、山崩れ災害が。いつ、あすこがそういう災害に見舞われなええがなと思っるとるわけです。

災害が起きて崖崩れなんかしたら、やっぱり下の方は込の口やら竹浜ですか、あすこの住民の方は水利組合をつくって水を引いとるわけですが、農業にも影響するわけですから、やっぱりそこいらのところは国有林になっるとるのに、何でちゃんと森林法があるのにそれを守らんとかなあと思っって頭にきとっつとですけど。やっぱりそこら辺はちゃんと公有財産でありますから、適正に指導して植林を行い、はげ山にならんようにしていつてもらいたいと思っっていますから、よろしくお願ひします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 議案第64号令和5年度川南町一般会計補正予算（第5号）について、何点かお伺いします。

まず、4ページの債務負担行為補正が4件出ております。その詳細についてお教えてください。

それから、10ページの中で、国庫支出金の中の国庫補助金の中で物価高騰対策重点支援地方ということで2件ほど出ております。1億7800万円については1人7万円ということで、もうこれは国のほうが支援するというので固定されております。もう一つのほうの578万3000円は、これはあと支出を見ると給食費でありますので、給食費の小学校、中学校でそれぞれを出されておりますが。

昨日ちょっと同僚議員の一般質問の中で、この重点支援地方交付金は4300万円しか出ないんですよということで、本当に町予算レベルでいったら非常にそんなに何かができるというものではないという感じで言われていましたが、これを結局、給食費のほうで出すということは給食費のほうで必要であるから出すわけですよ。これをこういう予算のほうの使い方で歳出するのはいかなものかなとちょっと思っています。

やっぱり見える化して、国はこれを重点施策でやりますとか言って、国は1.6兆円とか言われていますが、きちんと川南としてこれがちゃんと見える形、その施策の8項目ですかね。あった中で見えるものにするのが本当ではないかなと思うんですけど、この予算の使い方について伺います。

それから、12ページについて、土地売払いの土地のほうです、71万。この詳細をお教えてください、場所とか面積です。

それから、16ページの総務費の中の企画費です。実証実験の委託ということで90万円上がっております、この詳細。よろしくお願いします。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、4ページの債務負担行為の補正の一番上段の部分です。庁舎別館空調機器更新工事、令和6年度の2963万6000円、こちらにつきましては財政課が所管いたします庁舎の別館の空調機器の更新ですが、工期の都合上、冷房の時期は大体6月から使用するんですけども、通常であれば新年度予算で予算化して工事するところなんですけれども、4月以降に工事に入ってはちょっと夏場の空調……。実際に今年、庁舎でいえば建設課のところだったんですけど、空調が使えなくて扇風機で耐え忍んだというようなこともあったりしまして、全面的な空調機器の更新ということでそこに間に合わせるために今年度内に契約をして事業を進めて、終わるのは年度明けてからという形になりますので、支出としては令和6年度なんですけれども、契約としては今年度中に行いたいということで上げているものでございます。

以上です。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

4ページ、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金9億円でございますが、畜産ク

ラスター事業、国の2分の1の事業を利用した森孵卵場が新たなふ卵施設をつくるということで計上させていただいております。

今現在、唐中の西側にある工場を、道を挟んで反対側の土地に新たな工場をつくるということでございます。工事期間がやはり金額が大きいですので、かなり長期にわたるということで、なるべく今年度中の交付決定を受けたいということで来年度の当初予算で予算計上は実際に行う予定ですが、今回、債務負担を上げていただいでできるだけ早く着工の準備を進めたいということで上げさせていただいております。

それと12ページ、16款2項1目の不動産売払い収入の土地の売払い収入でよかったですか。その詳細ということなんですが、こちらは県道高鍋美々津線ののり面工事による用地取得ということで、面積は山林が3筆ございまして1,420.84平米になっております。

以上でございます。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

債務負担行為補正でまず、中学校統合基本計画策定業務委託料、こちらの金額は990万円ということで上げております。こちらのほうが一般質問でも述べさせていただいたところなんですけれど、中学校の統合について検討を進めるための資料を作成するというところで計画をしておるところです。

こちらのほうがやはりもう今年度中に契約を行って業務のほうを進めて、実際には全て出来上がるのは新年度になってということなので新年度予算では計上するんですけど、まずはもう今年度中に動き出すということで債務負担行為をお願いしているところなんです。

続きまして、小中学校入学支援給付金、こちらのほうが町長の町政運営方針のほうでありました、本町の小中学校入学時に入学祝金、小学校5万円、中学校10万円を支給し、保護者の皆さんの御負担を軽減いたします。こちらに基づきましてということで来年度、入学の祝金のほうの支給を予定しているところなんです。

こちらのほうも今年度内に案内を送ったりとか、どちらの方が該当するかというのをちょっと事務処理をしないと間に合いませんので、こちらも来年度の支給を前提にしてということで今年度から事務処理を行うためにということで、債務負担行為で上げさせていただいております。

以上でございます。

**○環境課長（河野 英樹君）** ただいまの御質疑にお答えします。

16ページ、実証実験委託90万円でございますが、この90万円だけ引っこ抜いて説明をするところちょっと分かりにくい部分がございますので、もうこの上から御説明を申し上げたほうが分かりやすいかと思っておりますので申し上げます。

まず、1番目の3,000円でございますが、これは昨日の一般質問でもお名前が出ましたアース製薬様らとMA-Tで臭気課題の解決プロジェクト、きれいな空気づくり共同チャレンジ実証試験を本年度から開始しておりますが、来年1月から当該試験の第二弾に進みたい

と考えております。

具体的には、本町登り口地区にございます宮崎環境保全農業協同組合様の所有施設におきまして、協同ファーム様と夏に行った同様の試験を実施させていただきたいと考えておりますので、当該組合様に対する協力報償費の予算でございます。

同じく下の消耗品の中身でございますが、1月からの実証試験は合計2か所を予定しております。

まず、1か所目ですが、夏に子豚舎で実施させていただきました協同ファーム様の通称コンポストと呼ばれる、ふん尿処理施設から排出される空気に対しての臭気低減試験を実施したいと考えております。その際、今回は屋外での試験を見込んでおり、測定機器が漏れないようにする仕掛けが必要ですので、そのための消耗品費の購入費用5万円を計上しております。

次に、先ほど申し上げました、宮崎環境保全農業協同組合様の実証試験で使用をします資材の購入費用6万6000円でございます。

次でございますが、通信運搬費は、先ほど申し上げました2か所から抽出する予定の臭気サンプルをはじめ、東京へ送る試験装置の送料代金でございます。90万円でございますが、この試験に伴いまして、NPO法人バイオメディカルサイエンス様へ支払う予定の試験委託料・旅費相当分の20万円掛ける2回分と、宮崎環境保全農業協同組合の実証試験で使用する大型試験装置・スクラバー脱臭装置と申しますが、その作製委託料50万円を見込んでおります。

以上でございます。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** 10ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨枠578万3000円、こちらについてちょっと御説明をいたします。

昨日ですかね、小嶋議員の一般質問の回答のところと多少かぶるかもしれないんですけども、こちらにつきましては今回、学校給食費特別事業支援金のほうに充当しておるんですが、こちらについては今回補正予算で上げていますが、物価高ということでかなり食材の高騰が大きく上がっておりまして、そちらに今回充当していると。

こちらについてはちょっと昨日も申しましたが、県から11月30日付でその推奨事業メニューということで4334万1000円の限度額通知が来たということで、実際にはこれが来る前にこちらの500万円のほうは十分想定ができましたので今回予算を上げているんですけど。

ほかの部分についてはちょっと通知が来たのが遅かったというのと、あと県にも同様の交付金が交付されますので、県の事業が具体的にどういったものやるかというのとすり合わせというか、そういったのを見定める必要もありますので、それを見定めた上でこの残りの交付金の使い方については十分に検討したいというふうに考えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 詳細は分かりました。

まず、4ページです、債務負担行為。それぞれ年度内にもう契約をしないと、調査をしたということであって、この小中学校入学については、これは全ての小学校、中学校の入学予定者に給付をされるのかを確認いたします。

それから、中学校統合基本計画、統合を進めるための資料を作るための委託料ということで、もともとの案というかが全く真っ白な中ではないと思うので、どこまでを進めてから委託をされるのかなあとちょっと伺います。

そして、給食費の補助のことですが、もともとこの予算は必要だったということですね。この特に重点支援地方交付金が来たのが11月の30日でこっちに振り分けたということですが、もともと給食費無償化を打っている上である程度給食費に係るコストというのは考えていけないといけないという中で、この予算を使うのではなくて町が持っている予算の中で本当は使うべきではないかなと。

これを利用したということですが、きちんとその大きい金額ではないお金を少しずついろいろするのではなくて、本当に住民の皆さんに見えるような支援をしたほうが、この国の言わんとする施策が生きるのではないかなと。この給食費に充てても多分、何も見えません、もともと一般会計から出さなきゃいけなかったはずのものなので。

こういう使い方を、今までコロナがあってもう言いたかったんですけども、本当にコロナの給付金・交付金にかこつけて、今まで町がすべきものを予算をしていると多々見受けられました。実際に本当にコロナでこうだったということが見えない、今回も物価高で本当に困っている人が苦しいというのが「ああ、これで」というものには見えないと思うんですね。もともと給食費は無償なのだから。そういう使い方っていかがなものかなあと。

町長にこれはちょっと伺いたいですけれども、その部分は町長で。そして、小学校、中学校については、またどういう考え方。だから、中学校の統廃合をもともとどう考えているのか。それをちょっとお伺いします。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、小中学校の入学祝金、こちらはもう町立の小中学校に入学される方全てにということとで予定をしております。こちらがいまだに今、入学するであろうというけれど、また転居される方とかいらっしやったりとか、今、予定で川南に転居して入学をしたいんだという御相談とかもあっているところです。あくまでも、時点といたしましては、入学時を基準にしてということとで祝金のほうは支給を考えております。

それから、中学校の統合基本計画策定業務委託、こちらのほうですけど、今あるのは既存の学校、中学校の統合を行った場合どのようなことになるかという資料は、全くない状況です。ただ、新中学校を建設するというところでいろいろな資料というのは、実際に取りそろえられております。そちらの部分も資料として併せながら、検討の材料となる資料を作っていくということとで考えております。

併せまして、こちらの中で先般、一般質問のほうで御答弁させていただいたアンケート、

そちらの実施等もこちらの中でというふうに予定をしております。いずれにせよ、早い動き出しでということでのいろんな検討の材料ができるようにということで、今回、債務負担行為をお願いしているところであります。

以上でございます。

**○町長（東 高士君）** 給食費についての御質問があったというふうに聞いておりました。

給食費につきましては、当初予算よりも物価高騰によりまして材料費がぐんと高騰しておりますので、今回の国からの補正予算からの項目の中に「物価高騰に伴う云々」と入っておりますので、そこから支出するのが私は適切ではないかなというふうに思っておりましたので、これに同意をいたしました。

以上でございます。

**○議員（徳弘 美津子君）** ありがとうございます。

それでは、小中学校入学祝金、人数を最終的にもう一回教えていただくのと、町立ですか。中学校の町立、私立に行く方には出ないという捉え方でいいのかなあとと思います。

先ほどの給食費については物価高だからということなので、今後この……。町長にお伺いしたいんですけど、この重点支援の使い方として、こういう使い方で今から使っていくのか。多分分らないですよ、まだ。それはいいです。ただ、中学校の例の町立の部分でちょっとお答えして、人数等を教えてください。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、対象となるのは、町立の小中学校に入学される方ということでやっております。私立に関しましては、したがって対象外ということで考えております。

それから、対象になる人数ですけど、ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

ベースにしておりますのは、現在、小学校の入学者というのは先般、入学時健診等で予定されている方というのはおおむね把握しております。それから、中学校に上がるということでもあります、町立の小学6年生をベースにしてということで一応試算はしております。詳細な人数が今ちょっと手元にございませんので、また後ほど御報告させていただきます。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（中村 昭人君）** 先ほど対象者は町立学校に行かれる方ということで、私立と町立をここで分けた理由です。要するに、町内の中学校、小学校にやっぱり通っていただくように仕向けるものなのか。小中学校、中学校、私立に行こうが町内に行こうが、そこに子育てに係る経費だったりとかという、私立に行けば特に高くなるというのはありますよね。その部分はもう網羅せずに、町立学校に進んでもらうんだよというような意味合いがこの中にあるのかどうかを……。

それがいいとか悪いとかじゃなくて、そういったものがこの中にあるのかどうかと、これ

は予算化をされていませんのであれなんですけれど、その給付する場合は現金なのか、電子地域通貨なのかというところは考えてあればお答えを願います。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

対象につきましては、町政運営方針のほうにありますように、本町の小中学校入学時、本町のとなっておりますので、町立のということで定義をしております。

なぜかという部分は、できるだけ町内にというところもあります。あと私立、それからいろいろ五ヶ瀬中とかもあるんですけれど、なかなか補足しにくいというのもあります。

今回、本町の小学校、中学校というふうに定義をすると非常に明確になるんですけれど、幅広くとなったときにどこまで支給するのか、どの時点で考えるのかというのが非常に難しくなるという側面も一応あります。

それから、祝金の支給方法なんですけれど、今、準備を進めている中では現金での支給を考えております。入学式当日に現金での支給というふうに考えております。理由といたしましては、振込みとかなった場合に口座の聞き取りをして照合をしようと、いろいろ実は事務手間のほうがかかるかなということで考えて、現金での支給ということで今考えているところであります。

それと先ほど徳弘議員のほうから御質問があった小学校、中学校の祝金の対象者ですけれど、小学校のほうで119名ということで予定をしております。中学校のほうで159名ということで一応予定をして積算をしております。

以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 30ページの債務負担行為のことでお尋ねしたいんですが、私の一般質問でもLEDの防犯灯の委託契約がありましたけれど、10年契約で長くて、きちんと委託契約を果たされていないと私は感じていますので、それを見直すことはできないのか。また、文化ホール、図書館の指定管理者も見直すことはできないのか、お尋ねします。

**○議長（河野 浩一君）** ただいまの質問は議案にはないので。

ほかに質疑はありませんか。

**○議員（養原 敏朗君）** 議案第64号について、1点お尋ねいたします。

8款3項の都市公園費ですけれど、管理用の乗用モア1台というのがかかっております。これは今使っているのが壊れて買われるということでよろしいのでしょうか。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

乗用モア壊れているかということでもありますけれど、壊れております。ただ、こちらのほうが東地区の公園で使用していたモアのほうが大分老朽化して経年を経てもう使えないような状況になりました。こちらのほうに今、運動公園で使っているモアのほうを移管して、運動公園用ということで今回、新規にということで予算を計上させていただきました。

なぜ12月補正でということなんですけれど、1点はもう壊れてしまったからという現実が

あります。それと今の時期にそろえておかないと草が伸びる時期に間に合わない、新年度ですると間に合わない可能性がありますので、ちょっと草刈りが遅れてしまうと非常にいろいろ御迷惑をおかけすることになりますので、今回の予算計上ということになっております。

以上でございます。

**○議員（養原 敏朗君）** はい、分かりました。正直申しまして、今、運動公園は私、朝晩よく行くんですけど、以前、管理に携わっている方たちはほとんどされませんでした。現在の方は本当にこう必要以上と思われるぐらいよくやられております。

正直、利用している方たちが僕に、僕が役場の職員だったから、僕がまだいるんだろうと思っていらっしゃるんだと思うんですね。よく前はお叱りを受けていましたけれど、今はむしろ感謝を「ようやってくれるね」と、僕に言われても困るんですけど言ってくださいます。ただ、以前の方たちはスタンドとか、のり面はほとんどされなかったんですよ、おまけに。今の方たちは、あの斜めのところも、僕とあまり変わらない年齢の方たちなんですけれど、やられているようです。

平場の部分については危険性はないでしょうけれど、あののり面辺りはテレビのコマーシャル等を見ると、こう手作業でなくてもできるような機械等もあるようなんですけれど、その辺も整備してあげる必要はないものでしょうか。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

のり面の草刈りが非常に危険だという御指摘ですけれど、確かに作業される方からもなかなか危ないんだという御意見を頂いているところです。

先ほど議員おっしゃったように、現在、リモコンで草刈りをする機械というのがあります。これはもう本当にのり面にも対応しているものというものはあるんですけど、現在、管理の委託を受けてくださっているところも実際、機械のデモンストレーション、そういったのも実施しているところです。

今後、できるだけ作業も安全にやっていただく必要があると思いますので、そのような機械の導入も積極的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議員（養原 敏朗君）** 課長おっしゃいましたから、余談になりますけれど、ぜひ現場の方の声を聞かれて必要な整備をお願いしておきます。以前のような全くこう苦情の出るような整備になると困るから、よろしくをお願いします。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（河野 浩一君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時19分休憩

.....  
午前10時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第7「議案第65号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第66号令和5年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時33分散会